

工作物石綿事前調査者講習機関の登録の公示について

下記の機関について、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 22 条第 1 号及び石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号）第 3 条第 4 項（令和 2 年厚生労働省令 134 号第 2 条及び附則第 1 条第 3 号、令和 2 年厚生労働省告示第 276 号）、建築物石綿含有建材調査者講習等登録規程（平成 30 年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第 1 号）に基づき、工作物石綿事前調査者講習を実施する機関として登録したので、同規程第 18 条に基づき、下記のとおり公示する。

記

登録番号	兵庫石建調第 3 号
講習実施機関の氏名又は名称	一般社団法人労働安全衛生神戸岡本研修所
講習実施機関の住所	兵庫県神戸市東灘区岡本六丁目 8 番 22 号
代表者の職氏名	代表理事 長崎 泰和
事務所の名称及び所在地	一般社団法人労働安全衛生神戸岡本研修所 兵庫県神戸市東灘区岡本六丁目 8 番 22 号
登録年月日	令和 6 年 9 月 30 日
有効期限	令和 11 年 9 月 29 日

令和 6 年 9 月 30 日

兵庫労働局長

